

子ども虐待防止オレンジリボン

横須賀市児童相談所の概要



令和2年1月22日 横須賀市児童相談所

横須賀市の概要

面 積:100.82 k ㎡

人 口:402,260人

世 带 数:167,325世帯

児童人口:55,701人

(平成31年4月1日現在)



横須賀市児童相談所開設の経緯

▼中核市への移行と権限付与の要望

平成13年:中核市へ移行

平成15年:総務大臣と中核市市長の懇談会で

児童相談所の設置権限拡大を要望



※市民に直結する行政は、市町村に権限を付与すべき との考えの下、国に働きかけをおこなった

横須賀市児童相談所開設の経緯

▼虐待を受けている子どもの支援体制

平成12年:子ども虐待防止事業の取り組み開始

平成14年:子ども虐待予防相談センター(YCAP)設置

(虐待予防・早期発見、虐待の重篤化再発の予防を目指す)

平成16年:改正児童福祉法成立 □ 中核市設置可能に

市長が県知事に児相開設協議依頼

・準備担当職員7名配置

⇒ 4名を県児相へ派遣研修開始

横須賀市児童相談所開設の経緯

平成17年:こども育成部設置及び

児童相談所開設準備室設置(24名体制)

平成18年:横須賀市児童相談所開設 YCAP廃止

・県から人事交流により3名派遣

平成20年:はぐくみかん開設

⇒児相移転

・県の人事交流が終了

➡現在の体制による運営開始

横須賀市児童相談所の管轄区域

▼ 所管区域 ⇒ 横須賀市の行政区域全域

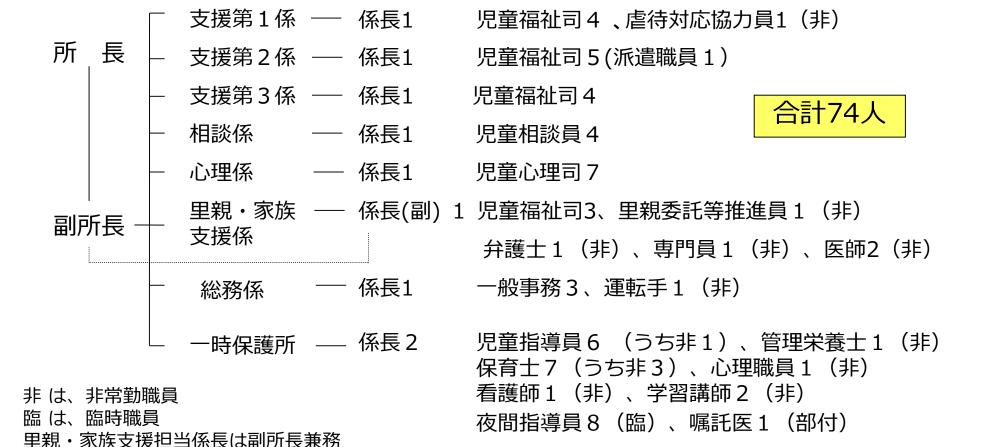
従前、神奈川県の児童相談所が実施してきた児童福祉行政の質的水準を後退させることなく、市民が受けるサービスの質と量を維持確保することを基本とする

▼ 設 置 数 □ <u>1 力所</u>

横須賀市児童相談所の管轄区域



横須賀市児童相談所の職員体制



中核市児相開設のメリット ①

- ▼ 一貫した支援体制
 - 虐待等の相談から公的保護、その後のフォローまでの 過程を全て本市として自己完結できる
- ▼他部課等との連携強化 母子保健・障害福祉・生活保護etc(福祉事務所)、 教育委員会との情報連携・行動連携が可能
- ▼ 効果的な支援の実現 子どもに関する専門機関として、関係機関等との 連携やネットワーク対応による在宅支援が可能

児童相談所開設のメリット ②

▼ その他具体事例

1 新規ケースの初動調査における情報収集の迅速化

住民基本台帳の確認、民生委員・主任児童委員、学校、保育園・幼稚園・保健部門からの情報収集

2 来所相談サイクルの短縮

2週間に1回程度

児童福祉司・児童心理司・児童相談員児童指導員等の役割

児童福祉司	・担当区域内の子ども・保護者等から、子どもの福祉に関する相談の対応・必要な調査・社会診断の実施・子ども・保護者・関係者等への必要な支援・指導・子ども・保護者等の関係調整(家族療法)等の実施
虐待対応協力員 (非常勤)	・児童福祉司に協力して児童虐待への対応
里親委託等推進員(非常勤)	・里親委託推進のため、子どもに最も適合する養育 里親や養子希望者の選定のための調整・委託された子どもの適切な養育を確保するための 養育里親や関係機関との連絡調整、交流の促進等 を実施

児童福祉司・児童心理司・児童相談員児童指導員等の役割

児童心理司	・診断面接、心理検査、観察等により子ども、保護者等への心理診断の実施・子ども、保護者、関係者等に心理療法、カウンセリング、助言指導等の実施
児童相談員	・子ども、保護者等からの子どもの福祉に関する相談対応・児童福祉司と協力し、調査、社会診断の実施・子ども、保護者、関係者等に継続指導等措置によらない 指導(助言、他機関のあっせん等)の実施
児童指導員	・一時保護している子どもの生活指導、学習指導、行動 観察、行動診断、緊急時の対応・児童福祉司や児童心理司等と連携し、子どもや保護者等 への指導

はぐくみかん移転と機能強化

- ▼ 平成18年4月 開設当初 場所は小川町1番地 一時保護所なし。神奈川県の一時保護所を 地方自治法に基づき使用(事務の委託)
- ▼ 平成20年4月 はぐくみかん移転場所は小川町16番地施設内容の充実・強化職員増員

横須賀市児童相談所の施設概要

▼ 施設規模

造:鉄筋コンクリート造地下1階、

地上5階、塔屋1階(はぐくみかん) 面 積: 4,226.90㎡ 延面積: 8,684.37㎡

うち、

3階 2 階

1,193.4㎡ 共用部分を含め 1,185.0㎡ 計 3,150.1㎡ 共用部分を含め

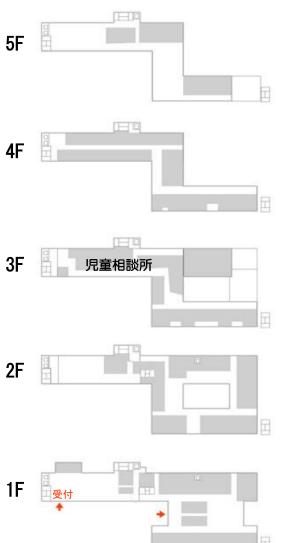


はぐくみかん全景

施設外観

児童相談所の施設概要 (3階)

主な施設	内容
心 理 室	子どもの心理面接(カウンセリング)、心理検査、療育 手帳の判定のための心理検査を行う
箱庭療法室	心理療法の1つである箱庭療法(表現された箱庭の情景 から心の内面を分析する技法)を行う
家族療法室	親や兄弟を含めた家族を対象に面接を行う。会話を中心 とした職員と家族の面接のほか、設置された調理道具等 を用いて家族生活場面を再現、家族の様子を観察する
遊戯療法室	室内の玩具・遊具を用い子どもの遊戯療法を行う
観察室	マジックミラー越しに遊戯療法室と家族療法室の様子を 観察するとともに、映像・音声を記録する





受付



心理室



診察室



箱庭療法室



プレイルーム

(遊戯療法室)



家族療法室



屋内運動場



はぐくみかん整備費

はぐくみかん建設事業費 平成18,19年度 2ヵ年事業

建設事業費	(単位:円)
<i>往 2</i> 4 4 4	(田初:四)
under 1	(年 以.1.1/

項目	内 容	H18年度	H19年度	合 計
	実施設計業務委託	54,600,000		54,600,000
委託料	工事管理業務委託	3,150,000	28,350,000	31,500,000
	小 計	57,750,000	28,350,000	86,100,000
	新築工事	214,300,000	1,434,200,000	1,648,500,000
	新築機械設備工事	4,720,000	487,391,409	492,111,409
工事請負費	新築電気設備工事	2,800,000	277,550,000	280,350,000
	建設地地中障害物撤去工事	2,625,000		2,625,000
	外溝整備工事		37,800,000	37,800,000
	外溝整備電気設備工事		3,465,000	3,465,000
	構内情報通信網整備工事		26,491,500	26,491,500
	小 計	224,445,000	2,266,897,909	2,491,342,909
事務費	旅費、印刷製本費	212,833	64,803	277,636
合 計		282,407,833	2,295,312,712	2,577,720,545

特定財源	(単位:円)

国庫支出額	一時保護所分のみ	3,737,000	33,637,000	37,374,000
市債		216,300,000	1,784,400,000	2,000,700,000

児童相談所運営費

横須賀市児童相談所 平成30年度決算

(単位:千円)

	歳出	歳入		
礻	t会福祉総務費			
	社会福祉施設助成費等	6,531		
J	記童措置費			
	児童扶助費	1,034,791	国·県負担金等	496,396
J	己童相談所費	482,957		
	給与費	370,672		
	児童相談所運営事業費等	112,285	国·県補助金等	50,781
	合 計	1,524,279		547,177

一般財源	977,102
交付税見込	970,445
実質負担	6,657

平成30年度相談受付件数

(件)

種別	新規受理	再開受理	計	前年度比較
養護	463(442)	293(277)	756(719)	110(108)
保健	0	0	0	0
障害	103	440	543	60
非 行	18	7	25	13
育成	32	53	85	31
その他	3	8	11	8
合 計	619(442)	801(277)	1,420(719)	222(108)

^{*()}は虐待に分類された件数

虐待に分類された件数と内訳

(件)

内容	平成30年度	平成29年度	増△減
身体的虐待	147 (20.4%)	119 (19.5%)	28
ネグレクト	187 (26.0%)	165 (27.0%)	22
心理的虐待	383 (53.3%)	323 (52.8%)	60
性的虐待	2 (0.3%)	4 (0.7%)	△ 2
合 計	719 (100%)	611 (100%)	108

横須賀市児童相談所の今後の役割

- ▼ 虐待の予防・早期発見のために
 - ①適切な調査と迅速な実態の把握
 - ② 専門的な知識・技術のさらなる向上
- ▼ 子どもの福祉のために
 - ① 医学的・心理学的な判定に基づく適切な支援
 - ② 児童相談所一丸となった取り組みの強化
 - ③ 関係機関との連携強化

キーワードは、子どもの健やかな成長と自立

横須賀市児童相談所の今後の課題

平成18年4月の開設以来、12年を経過したが、 統計的には神奈川県の児童相談所当時と同水準の 相談実績を上げており、県児童相談所からの業務 移管はスムーズに行われた。

▼今後の課題

- ① 児童相談所職員のスキルアップ
- ② 一時保護所担当職員のスキルアップ
- ③ 児童福祉司等の資格職員の確保と配置
- ④ 措置児童の受け皿としての基盤整備

横須賀市児童相談所の3大ワーク

▼ 要保護児童対策地域協議会について (横須賀市こども家庭地域対策 ネットワーク会議)

▼要対協調整機関の役割

- 1. 要対協ケースの支援の進捗状況管理
- 2. 全体会議、実務担当者連絡会議等の企画、運営
- 3. サポートチーム会議開催の関係機関への後方支援 (情報集約、参加機関の選定、日程調整、議事録作成等)
- 4. 要保護児童等の自治体間の情報交換、引継ぎ
- 5. 居所不明児童に関する取りまとめ 把握(通告受理)、調査、国への報告等
- 6. 構成機関等への研修実施

① 全 体 会 議

ネットワーク会議が円滑に機能するための環境整備のために協議する。(年1回開催)



②実務担当者 連絡会議 (中央地区)

②実務担当者 連絡会議 (北地区)

②実務担当者 連絡会議 (南地区)

②実務担当者 連絡会議 (西地区) 支援対象児童等の支援に 係る情報交換や、関係機関 の役割及び機能の明確化、 課題等について協議する。 (各地区年1回開催)

③分科会

③分科会

③分科会

報告

③分科会

報 告 支援対象児童等の支援の 進行管理。(2ヵ月に1回 年30回開催)

報告 サポート チーム 会議 報告サポートム会議

サポート 4 チーム 会 議

サポート チーム 会議

個別の支援対象児童等に 関する具体的な支援内容 を検討する。随時開催。 (H29年度は217回開催)

▼①全体会議の構成機関

(児童福祉・保健医療福祉・警察・教育)

医師会

児童養護施設 乳児院 教育委員会

こども育成部

民児協

警 察

小学校 中学校

児童相談所

保育会

弁護士

福祉部

幼稚園協会

消防局

健康部

▼②実務担当者連絡会議の構成機関と役割 1

小児科医

診療の中で医療的な判断と親への告知、 虐待の発見と通報など。

主任児童委員

地域情報からの虐待の早期発見と通報。 継続的な見守りなど。

保育園

幼稚園

日常保育の中で、体などの異変や虐待の 発見と虐待通報。保護者支援など。

児童養護施設 乳 児 院 被虐待児の養護、退所者の自立支援と自立後の相談など。

▼②実務担当者連絡会議の構成機関と役割 2

警察署生活安全課

市民通報による虐待の発見、介入、見守り、立ち入り調査への協力。

消防署

救急出動の時の医療機関との連携と虐待通報など。

教育委員会支援教育課

児童虐待の発見や通報に関わる学校支援や教育相談を担当。不登校や問題行動のある児童、家庭への対応。

小学校中学校

児童虐待の発見や通報に関わる学校支援や学校生活の 中で児童の様子から虐待を発見する可能性と通報。 継続的に支援する中での見守り。

▼②実務担当者連絡会議の構成機関と役割 3

生活福祉課

経済困窮家庭への保護費の支給と学習支援など。

障害福祉課

障害児の手当と放課後デイや送迎支援サービス の支給など。

保健所健康づくり課

精神保健に関する相談、訪問などを行なう。 自殺対策事業担当。

こども健康課

健診や保健師が家庭訪問を行う母子保健事業を 所管し、虐待の予防と早期発見を担う。

▼②実務担当者連絡会議の構成機関と役割 4

こども青少年 給付課 子育て支援の給付やひとり親家庭への自立支援を所管し、子育て世帯の経済的困窮への手当を担う

こども青少年 支援課

要対協の事務局。子育て、青少年、障害児支援、 DV相談などの総合相談の窓口を担当

保 育 課

要保護児童が多い公立保育園の運営、子育て広場などの拠点事業を所管する。

幼稚園の保育料と入園手続きを所管。虐待防止の理由 で入園する児童に対応する。

児童相談所

要保護児童が多い公立保育園の運営、子育て虐待通報の受理とその対応。障害・不登校・非行相談の対応。 一時保護と保護後の家族調整など。

▼③分科会の構成機関

サポートチーム会議の 内容、次期開催時期 などについて検討し、 個別ケースの進行管理 を行なっています。



児童相談所

こども青少年支援課

中央健康福祉センター

北健康福祉センター

南健康福祉センター

西健康福祉センター

教育委員会・支援教育課

2

Jども 健 康

課

▼4サポートチーム会議の目的と効果

どうしよう

- ・家庭内に子ども虐待に繋がる問題がある。
- ^{'°}・複数の機関が関わっているのに、支援がバラバラになっている。

・関係機関が共通認識を持ち、支援の検討をする。

目的はこれ!

・支援の方向性を統一して、各機関の役割を明確にする。



会議の相談 会議記録票の提出



こども青少年支援課 (要対協事務局)

要対協ケース登録

頑張ろう



・顔の見える関係になり、連携が取り易くなる。

- ・支援の方向性の統一で、機関の役割が明確になり、支援がし易くなる。 また、支援される側の混乱が避けられる。
- ・ケースの進行管理をするので、隙間に落ちることが避けられる。



横須賀市児童相談所

